

〇いわき市入札及び契約の手続に関する苦情処理要綱

令和3年9月22日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事若しくは製造の請負、測量若しくは設計の委託、工事前用原材料の購入、役務の提供、物件供給等（以下「工事等」という。）に係る入札及び契約の手続に関する苦情に対し、適正かつ円滑に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要綱の対象となる区分、苦情申立てができる範囲、及び苦情申立てができる者は、別表のとおりとする。

(苦情の申立て)

第3条 入札及び契約の手続に関する苦情があったときは、工事等の担当課等において適切に説明するものとする。

2 前項の説明に対し不服があるときは、別表に定める期間内に、苦情申立書（第1号様式）を工事等の担当課等に提出し、市長に対し苦情の申立て（以下「苦情申立て」という。）をすることができる。

(苦情申立てへの回答)

第4条 市長は、苦情申立てがあったときは、苦情申立書を受理した日から起算して5日（いわき市の休日を定める条例（平成元年いわき市条例第71号。以下「休日条例」という。）第1条に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、苦情申立回答書（第2号様式）により回答するものとする。ただし、期間内に回答できないやむを得ない理由があるときは、当該苦情の申立てをした者（以下「苦情申立者」という。）にその理由及び回答予定日を通知し、回答期間を延長することができる。

(苦情申立ての却下)

第5条 市長は、苦情申立てが第3条第2項に規定する申立期間を過ぎた後に行われたとき、又はその他客観的かつ明白に苦情申立ての適格を欠くと認められるときは、当該苦情申立てを却下するものとする。

2 前項の規定による却下をしたときは、速やかに苦情申立者に対し苦情申立却下通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(再苦情申立て)

第6条 第4条の苦情申立回答書を受理した者のうち、その回答に不服がある者は、当該苦情申立回答書を受理した日から起算して5日以内に再苦情申立書(第4号様式)を契約課に提出し、市長に対し再度の苦情申立て(以下「再苦情申立て」という。)を行うことができる。

2 市長は、再苦情申立てがあったときは、直ちに、いわき市契約適正化委員会(以下「委員会」という。)に再度の苦情に関する助言を依頼するものとする。

3 委員会は、原則として再苦情申立書を受理した日から起算して50日(休日条例第1条に規定する休日を除く。)以内に会議を招集し、専門的な見地から助言を行うものとし、その具体的な手続については、いわき市契約適正化委員会設置要綱(令和3年10月1日制定)の定めるところによる。

(再苦情申立てへの回答)

第7条 市長は、前条第1項の再苦情申立書に対し、委員会の助言を踏まえ、原則として会議が行われた日から起算して14日(休日条例第1条に規定する休日を除く。)以内に、再苦情申立回答書(第5号様式)により、回答するものとする。

(再苦情申立ての却下)

第8条 市長は、再苦情申立てが第6条第1項に規定する申立期間を過ぎた後に行われたとき、又はその他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、当該再苦情申立てを却下するものとする。

2 前項により、再苦情申立てを却下したときは、速やかに再苦情申立却下通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(結果の公表)

第9条 市長は、苦情申立て及び再苦情申立てについて、その結果を速やかに公表するものとする。

(報告)

第10条 工事等の担当部等の長は、第4条本文の規定による回答をしたときは、遅滞なく、財政部長にその旨を報告するものとする。

(入札及び契約手続の執行)

第11条 苦情申立て及び再苦情申立ては、入札及び契約手続の執行を妨げないものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 市長は、苦情申立てをしたことを理由として、当該苦情申立者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から実施する。

別表（第2条関係）

区 分		苦情申立てが できる範囲	苦情申立てが できる者	苦情申立てが できる期間
1	一般競争入札に 関すること	入札参加資格 がないと認め られた理由	入札参加資格審査 申請書を提出し、 入札参加資格がな いと認められた者 のうち、書面によ りその理由を求め た者	当該契約を公表した日又 は通知（書面により理由 を求めた場合の回答を含 む。）を受理した日（以 下「受理日」という。） から起算して5日以内
2	指名競争入札に 関すること	指名されなか った理由	公表された入札と 同一業種・同一区 分のいわき市入札 参加有資格者名簿 （以下「有資格者 名簿」という。） に登載された者の うち、当該入札に 指名されなかった 者	受理日から5日以内
3	随意契約に関す ること	選定されなか った理由	公表された契約と 同一業種・同一区 分の有資格者名簿 に登載された者の うち、当該契約の 相手方として選定 されなかった者 で、当該契約を履 行できることを証 明できる者	受理日から5日以内

4	総合評価落札方式(低入札価格調査を含む。)に関する事	選定されなかった理由	審査の結果、選定されなかった者のうち、書面によりその理由を求めた者	受理日から5日以内
5	プロポーザル方式等(共通)に関する事	選定されなかった理由	審査の結果、選定されなかった者	受理日から5日以内
	プロポーザル方式等(公募型)に関する事	参加資格を満たさないと認められた理由	参加表明書を提出し、参加資格を満たさないと認められた者のうち、書面によりその理由を求めた者	受理日から5日以内
	プロポーザル方式等(指名型)に関する事	指名されなかった理由	当該業務に係る資格を有する者のうち、指名されなかった者	受理日から5日以内
6	指名停止措置等に関する事	指名停止措置の理由又は警告等の理由	指名停止の措置の通知、又は警告等の措置の通知を受けた者	受理日から5日以内
7	その他入札及び契約の手続に関する事	当該運用の理由	入札及び契約の手続を行った者のうち、当該運用について不服がある者	当該手続を行った日から起算して3日(休日条例第1条に規定する休日を除く。)以内

第1号様式（第3条関係）

苦情申立書

年 月 日

いわき市長 様

住所

申立者 商号又は名称

代表者氏名

請求者 区分	該当する□に☑印を付けてください。（複数可） <input type="checkbox"/> 一般競争入札に関する事 <input type="checkbox"/> 指名競争入札に関する事 <input type="checkbox"/> 随意契約に関する事 <input type="checkbox"/> 総合評価落札方式（低入札価格調査を含む。）に関する事 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式等（共通）に関する事 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式等（公募型）に関する事 <input type="checkbox"/> プロポーザル方式等（指名型）に関する事 <input type="checkbox"/> 指名停止措置等に関する事 <input type="checkbox"/> その他入札及び契約の手続に関する事
対象工事 等の名称	
不服の内 内容及びそ の根拠	

備考

- 1 一般競争入札、総合評価落札方式、プロポーザル方式等（公募式）において、書面により理由を求めた場合には、当該書面に対する回答書の写しを添付してください。
- 2 随意契約において当該契約を履行できる場合には、証明できるものを添付してください。
- 3 不服の内容及びその根拠については、具体的に記入してください。（記入欄が不足する場合には、別紙にまとめて添付してください。）

第2号様式（第4条関係）

苦情申立回答書

年 月 日

様

いわき市長

年 月 日付の苦情申立てについて、次のとおり回答します。

対象工事等の名称	
苦情の概要	
苦情申立てに対する回答	
担当課等（連絡先）	

※再苦情の申立てについて

この回答書の内容に不服があるときは、回答書を受け取った日から起算して5日（休日を除く）以内に、再苦情の申立てをすることができます。

再苦情の申立てをする場合は、第4号様式「再苦情申立書」を契約課に提出してください。

第3号様式（第5条関係）

苦情申立却下通知書

年 月 日

様

いわき市長

年 月 日付の苦情申立てについて、次のとおり却下します。

対象工事 等の名称	
苦情の概要	
却下の理由	
担当課等 (連絡先)	

第4号様式（第6条関係）

再苦情申立書

年 月 日

いわき市長 様

住所

申立者 商号又は名称

代表者氏名

対象工事 等の名称	
不服の内容 及びその 根 拠	

※注意事項

1. 苦情申立回答書(第2号様式)の写しを添付してください。
2. 不服の内容及びその根拠については、具体的に記入してください。(記入欄が不足する場合には、別紙にまとめて添付してください。)
3. 再苦情申立てについては、いわき市契約適正化委員会の助言を求めるとしております。このため、回答に2か月以上かかる場合もありますのでご了承ください。

第5号様式（第7条関係）

再苦情申立回答書

年 月 日

様

いわき市長

年 月 日付の再苦情申立てについて、次のとおり回答します。

対象工事等の名称	
再苦情の概要	
再苦情申立てに対する回答	
担当課等（連絡先）	

第6号様式（第8条関係）

再苦情申立却下通知書

年 月 日

様

いわき市長

年 月 日付の再苦情申立てについて、次のとおり却下します。

対象工事 等の名称	
再苦情の 概要	
却下の理由	
担当課等 (連絡先)	